

# 派遣労働者の安全衛生管理等について

熊本労働局労働基準部健康安全課

# はじめに

派遣労働者も当然に労働安全衛生法が適用されます。

原則として、派遣労働者と労働契約を交わしている派遣元(派遣会社)がその責任を負いますが、

同時に、派遣労働者を指揮命令して業務を行わせるのは派遣先であるため、派遣労働者の保護の実効を期する上から一部の規定については派遣先も責任を負うこととされています。

# 1. 派遣労働者を含め安全衛生管理体制を確立してください。

業種	①		②		③	
	林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業	業 業 業 業 業	製造業（物の加工業を含む）、 電気業、ガス業、熱供給業、 水道業、通信業、各種商品卸 売業、家具・建具・じゅう器 等卸売業、各種商品小売業、 家具・建具・じゅう器小売業、 燃料小売業、旅館業、ゴルフ 場業、自動車整備業、機械修 理業		その他の業種	
規模 (人)	(令2条1号の業種)		(令2条2号の業種)		(令2条3号の業種)	
100以上						
50~99						
10~49						
1~9						

●事業者は、左表のとおり業種と規模に応じて、必要な管理者、産業医等を選任し、派遣労働者の安全衛生に関する事項も含め、必要な職務を行わせなければなりません。

●規模とは、パートタイマー等の臨時的労働者及び派遣労働者を含めた人数です。

●派遣元は、「その他の業種」です。

●派遣元は、規模が常時50人以上である場合は、衛生委員会を毎月1回以上開催し、必要な調査審議を行い、議事録を3年間保存しなければなりません。

●派遣先は、規模が常時50人以上である場合は、安全衛生委員会等を毎月1回以上開催し、必要な調査審議を行い、議事録を3年間保存しなければなりません。

(注)「令」:労働安全衛生法施行令、「法」:労働安全衛生法

## 2. 安全衛生教育等を適切に実施してください。

### 派遣元が実施すべき事項

派遣労働者は一般の労働者に比べて業務の経験年数が短く、労働災害発生率が相対的に高いので、危険有害業務の有無にかかわらず、派遣労働者の作業内容に即した効果的な安全衛生教育を確実に実施する必要があります。

- ・ 派遣労働者を雇い入れたときや、派遣労働者の派遣先を変更するなど作業内容を変更したときは、遅滞なく、安全衛生教育を実施してください。
- ・ 派遣先で派遣労働者の作業内容が変更されたことを把握したときは、派遣先が行った作業内容変更時教育の実施結果を書面等で確認してください。
- ・ 安全衛生教育は、派遣労働者が従事する業務に関し、次の事項に応じて、派遣労働者の安全衛生を確保するために必要な内容と時間をもって行ってください。

- ・ 作業内容
- ・ 取り扱う機械等や原材料等の取扱い方法、それらの危険性又は有害性など派遣労働者の安全衛生のために必要な事項

## 2. 安全衛生教育等を適切に実施してください。

### 派遣元が実施すべき事項(つづき)

- ・ 作業内容
- ・ 取り扱う機械等や原材料等の取扱い方法、それらの危険性又は有害性など派遣労働者の安全衛生のために必要な事項

- ・ そのため、これらの情報を派遣先から事前に入手するとともに、派遣先に必要な協力を求めてください。

#### <派遣先からの協力の例>

- ・ 教育カリキュラムの作成支援
- ・ 教育用テキストの提供
- ・ 講師の紹介や派遣
- ・ 教育用の施設や機材の貸与 など

- ・ 派遣先に対し、安全衛生教育の実施を委託した場合は、その実施結果について書面等で確認してください。
- ・ 特別教育が必要な危険有害業務に派遣労働者が従事する場合は、派遣先が実施した特別教育の実施結果を書面等で確認してください。

## 2. 安全衛生教育等を適切に実施してください。

### 派遣先が実施すべき事項

#### 派遣労働者を受け入れたときは

- ・ 派遣元による雇入れ時等の安全衛生教育について、従事する業務に関し、派遣労働者の安全衛生を確保するために必要な内容の教育が実施されているかなど、その実施結果を派遣元に書面等で確認してください。

#### 派遣労働者の作業内容を変更したときは

- ・ 派遣労働者が異なる作業に転換したときや、作業設備、作業方法等に大幅な変更があったときなどは、作業内容変更時の安全衛生教育を行ってください。
- ・ 安全衛生教育は、派遣労働者が従事する業務に関し、安全衛生を確保するために必要な内容及び時間をもって行ってください。

#### 派遣労働者を一定の危険又は有害な業務に従事させるときは

- ・ 派遣労働者が、その業務に関する特別教育を既に受けた者かを確認し、必要な特別教育を適切に行ってください。
- ・ 特別教育を実施した場合は、その結果を派遣元に書面等により報告してください。

## 2. 安全衛生教育等を適切に実施してください。

### 派遣先が実施すべき事項(つづき)

#### <特別教育が必要な危険有害業務の例>

- ・ クレーン(つり上げ荷重5トン未満のもの)、移動式クレーン(つり上げ荷重1トン未満のもの)の運転
- ・ 玉掛け作業(つり上げ荷重1トン未満のクレーン、移動式クレーンに係るもの)
- ・ フォークリフト等荷役機械(最大荷重1トン未満のもの)の運転
- ・ 動力プレス等の金型等の取付け、取外し、調整
- ・ アーク溶接等
- ・ 研削といしの取替え等
- ・ 特定粉じん作業

#### 派遣労働者に派遣先における禁止事項を周知してください

- ・ 派遣労働者に対し、立入禁止場所等の派遣先事業場において禁止されている事項について周知を行ってください。

### 3. 派遣労働者の安全な作業の確保のために

#### 派遣元が実施すべき事項

- ・ 派遣労働者が就業制限業務に従事することが予定されているときは、当該業務に係る有資格者を派遣してください。

#### <就業制限業務の例>

- ・ クレーン（つり上げ荷重5トン以上のもの）、移動式クレーン（つり上げ荷重1トン以上のもの）の運転
- ・ 玉掛け作業（つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーンに係るもの）
- ・ フォークリフト等荷役機械（最大荷重1トン以上のもの）の運転
- ・ ガス溶接等

### 3. 派遣労働者の安全な作業の確保のために

#### 派遣先が実施すべき事項

##### 就業制限業務に係る資格の確認をしてください

- ・ 就業制限業務に派遣労働者を従事させるときは、派遣労働者が当該業務に係る資格を有していることを確認してください。

##### 安全な作業マニュアル等を作成しましょう

- ・ 派遣労働者が従事する作業について安全な作業マニュアルや手順書（以下「マニュアル等」という。）を作成するようにしましょう。

##### 派遣労働者の作業状況を確認しましょう

- ・ 派遣労働者がマニュアル等により適切な作業を行えるよう、適時作業状況を確認する者を定め、その者に必要な指揮を行わせるようにしましょう。

##### 標識・警告表示の掲示等をしてください

- ・ 立入禁止場所、危害を生ずるおそれのある箇所等には、わかりやすい標識や警告表示の掲示を行ってください。

##### 安全衛生活動への参加を配慮してください

- ・ 派遣労働者が危険予知活動、安全衛生改善提案活動、健康づくり活動等の安全衛生活動に参加できるよう配慮してください。

## 4. 危険又は健康障害の防止措置を適切に実施してください。

### 派遣先が実施すべき事項

- ・ 機械等の安全措置など派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を現場の状況に即し適切に実施してください。

#### <プレス機械作業における危険又は健康障害の防止措置の例>

- ・ プレスによるはさまれ災害を防止するための安全装置の設置
- ・ 強烈な騒音を発する場合における防音保護具（耳栓）の支給

発泡タイプ（ウレタンフォーム）



形成タイプ（形が決まっている耳栓）



イヤーマフ（耳覆い）



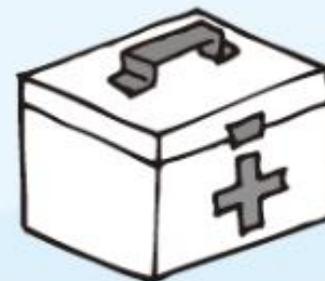


## 6. 健康診断を確実に実施してください。

### 派遣元が実施すべき事項

#### 一般健康診断を確実に実施してください

- ・ 常時使用する派遣労働者に対し、雇入れの際やその後1年以内ごとに1回、定期的に、一般定期健康診断を実施し、その結果に基づく事後措置を講じてください。



#### 派遣先が実施した特殊健康診断の結果を入手し、保存してください

- ・ 派遣労働者に関する特殊健康診断の結果の記録の写しを入手し、保存してください。
- ・ 特殊健康診断の結果は、派遣元事業者から派遣労働者に通知してください。

#### 派遣先における有害業務の作業の記録を入手し、保存してください

- ・ 一定の有害業務を行う派遣労働者の作業の記録の写しを入手し、保存するとともに、健康管理に活用するよう努めてください。

## 6. 健康診断を確実に実施してください。

### 派遣先が実施すべき事項

#### 特殊健康診断を確実に実施してください

- ・ 一定の有害業務に常時従事する派遣労働者に対し、雇入れの際、当該業務へ配置替えの際やその後一定期間以内ごとに1回、定期的に、特殊健康診断を実施し、その結果に基づく事後措置を講じてください。

#### <特殊健康診断が必要な有害業務>

- ①高圧室内又は潜水の作業に係る業務、②放射線業務、③特定化学物質の製造又は取扱い業務、④鉛業務、⑤四アルキル鉛業務、⑥屋内作業場、タンク等の内部等における有機溶剤の製造又は取扱い業務、⑦粉じん作業

#### 特殊健康診断の記録や事後措置の内容を派遣元に提供してください

- ・ 特殊健康診断の結果の記録の写しを派遣元事業者へ送付してください。
- ・ 一定の有害業務を行う派遣労働者の作業の記録を作成・保存するとともに、派遣元事業者へ提供してください。

## 7. その他の健康管理対策

### 派遣元が実施すべき事項

長時間にわたる労働に関する面接指導等を適切に実施してください。

- ・ 派遣労働者の時間外・休日労働時間に応じて、時間外・休日労働時間が1月あたり100時間を超える派遣労働者であって申し出を行ったものに係る医師による面接指導等を適切に実施してください。

心理的な負担の程度を把握するための検査等を適切に実施してください。

- ・ 常時使用する派遣労働者に対し、1年以内ごとに1回、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）及び面接指導等を実施してください。

## 7. その他の健康管理対策

### 派遣先が実施すべき事項

派遣労働者も含めたストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計・分析が望まれます。

- 派遣労働者も含めた一定規模の集団ごとにストレスチェック結果を集計・分析し、その結果に基づく措置を実施することが望ましいです。

健康に関する情報に基づく派遣労働者に対する不利益な取り扱いは禁止されています。

**次のような取扱いは一般的に合理的なものではないため、行ってはいけません**

- 一般健康診断や長時間にわたる労働に関する面接指導等の結果に基づく就業上の措置や、心の健康に関する情報を理由とする就業上の措置について、派遣元事業者から、その実施に協力するよう要請があったことを理由として、派遣労働者の変更を求めること。
- 本人の同意を得て、心の健康に関する情報を把握した場合、これを理由として、医師の意見や派遣労働者の実情を考慮せず、派遣労働者の変更を求めること。
- 特殊健康診断結果に基づく必要な措置について、医師の意見を聴く等の法令上の手順に従わず、派遣労働者の変更を求めること。
- 本人の同意を得て、ストレスチェック結果を把握した場合、これを理由として、派遣労働者の変更を求めたり、医師の意見や派遣労働者の実情を考慮せず、派遣労働者の変更を求めること。
- ストレスチェックを受けないことを理由として、派遣労働者の変更を求めること。

## 8. 派遣労働者が労働災害に被災した場合は

労働者死傷病報告を提出してください

派遣元 も 派遣先 も

- 派遣先事業場において派遣労働者が労働災害に被災したことを把握した場合は、派遣先から送付された所轄の労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告の写しの内容を踏まえ、労働者死傷病報告を作成し、派遣元事業場を所轄する労働基準監督署に提出してください。

- 派遣労働者が派遣中に労働災害等により死亡又は休業したときは、派遣元、派遣先がそれぞれ労働者死傷病報告を作成し、所轄の労働基準監督署に提出する必要があります。
- 派遣先は、労働者死傷病報告を提出したときは、その写しを派遣元に送付する必要があります。

### 派遣先が実施すべき事項

- 派遣先においては、労働災害の原因を調査し、再発防止対策を講じてください。

### 派遣元が実施すべき事項

派遣先から労働災害の原因や対策について情報を入手し、再発防止に活用してください

- 労働災害の原因や対策について、必要に応じて派遣先に情報提供を求め、雇入れ時教育に活用するほか、労働災害が発生した業務と同種の業務に従事する派遣労働者に情報提供してください。

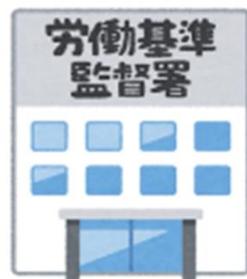
# 労働者死傷病報告の電子申請義務化（労働者死傷病報告の改正）

令和7年（2025年）1月1日以降に報告受付となる労働者死傷病報告について、電子申請による報告が義務付けられます。ただし、電子申請が困難な場合は、当面の間、書面による申請が認められます。

※ 令和6年12月31日以前に発生した労働災害についても、1月1日以降の報告受付分から適用となります。

## これまで…

- ・パソコン、スマホから記入して電子申請



- ・窓口や郵送で様式に記入して報告



## 令和7年1月1日以降報告受付分から…

- ・原則、パソコン、スマホから記入して電子申請



- ・窓口や郵送で様式に記入して報告



## 電子申請での報告のメリット

- ☑ その1 「帳票入力支援サービス」の活用で作成が簡単！
  - 厚生労働省では、労働者死傷病報告等の作成をサポートする「帳票入力支援サービス」をご用意しております。
    - ① 必須項目や入力内容を案内する入力ガイド
    - ② プルダウン選択によりコード入力が可能
    - ③ 保存した情報を活用し、事業場情報の再入力不要
- ☑ その2 スマートフォン、パソコンから報告可能！
  - テレワーク中でも、スマートフォンやパソコンから報告できます。
- ☑ その3 時間短縮！
  - 労働基準監督署に行く手間・時間を短縮できます。
- ☑ その4 郵送費がかからない！
  - 電子申請ですので、郵送費はかかりません。



# 労働者死傷病報告の改正項目

労働者死傷病報告の改正項目は、5つ（① 事業の種類、② 被災者の職種、③ 傷病名及び傷病部位、④ 災害発生状況及び原因、⑤ 国籍・地域及び在留資格）です。

The image shows a screenshot of the '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report) form. Five specific areas are highlighted with red boxes and numbered 1 through 5, corresponding to the main changes listed on the right. Box 1 is at the top right, box 2 is in the middle section, box 3 is below it, box 4 is in the large text area, and box 5 is at the bottom left.

## 【主な改正点】

旧様式では手入力（自由記入可）であった箇所をプルダウン選択又はコード入力とし、分類の斉一を図ることとしました。

記載方法の問い合わせが多かった災害発生状況について、原因等の把握につなげやすくするため、5段構成の記入方法へ変更しました。

### ① 事業の種類

日本標準産業分類に基づいた細分類コード（4桁）又は大分類から細分類までの業種を選択すると、細分類コードが入力内容に反映されます。

### ② 被災者の職種

日本標準職業分類に基づいた小分類コード（3桁）又は大分類から小分類までの職種を選択すると、小分類コードが入力内容に反映されます。

### ③ 傷病名及び傷病部位

傷病名及び傷病部位をプルダウン選択すると、対応するコードが入力内容に反映されます。

### ④ 災害発生状況及び原因

5段構成による記入方法となり、災害発生状況の記載を分かりやすくしました。

### ⑤ 国籍・地域及び在留資格

国籍・地域及び在留資格をプルダウン選択すると、対応するコードが入力内容に反映されます。

# 労働者死傷病報告の報告方法

労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署に報告する際は、労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス（以下「帳票入力支援サービス」といいます。）をご利用ください。

## ①帳票入力支援サービス



安全衛生帳票入力支援サービス 🔍 検索

[\(https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/\)](https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/)

## ②所轄労働基準監督署

電子申請



### 帳票入力支援サービス利用するにあたっての事前準備について

- e-Govに連携して電子申請を行いますので、事前にe-Govアカウント又はGビズIDの取得をお願いします。また、MicrosoftやGoogleでもログインできますので、e-Govを使用できる環境かご確認ください。（次頁のとおり、「帳票作成メニューへ（電子申請を利用する方はこちら）」を押下すると、右のログイン画面に切り替わりますので、赤点線囲みのいずれかをクリックしていただき、画面の遷移先でアカウントの設定をお願いいたします。

## e-Govアカウントログイン

## 9. 派遣元・派遣先との連携

### 1 安全衛生教育に関する派遣先の協力や配慮が必要です



#### 派遣元に対して必要な情報等を提供しましょう

- ・ 派遣元が派遣労働者に対する雇入れ時等の安全衛生教育を適切に行えるよう、派遣元は派遣先から派遣労働者が従事する業務に係る情報について事前に提供を求めてください。また、派遣先は当該情報を派遣元に対し積極的に提供してください。
- ・ 派遣元から教育カリキュラムの作成支援、講師の紹介や派遣、教育用テキストの提供、教育用の施設や機材の貸与等の依頼があった場合には、派遣先は可能な限りこれに応じるよう努めましょう。

#### 派遣元からの安全衛生教育の委託の申し入れには、可能な限り応じましょう。

- ・ 派遣元から雇入れ時等の安全衛生教育の委託の申し入れがあった場合には、派遣先は可能な限りこれに応じるよう努めましょう。
- ・ また、派遣先は、当該教育の実施を受託した場合には、その実施結果を派遣元に書面等により報告してください。

#### 派遣先が実施した作業内容変更時の安全衛生教育の結果は、派遣元に報告しましょう

- ・ 派遣労働者を異なる作業に転換したときや、作業設備・作業方法等について大幅な変更があったとき等に、派遣先で作業内容変更時の教育を実施したときは、その結果を派遣元に書面で報告してください。

## 2 危険有害業務に係る適正な労働者派遣を行っていますか

- ・ 派遣元及び派遣先は、派遣労働者が従事することが予定されている特別教育が必要な一定の危険又は有害な業務及び就業制限業務に係る派遣労働者の資格等の有無を確認し、必要な資格等がない者がこれらに従事することがないように、十分連絡調整を図ってください。

労働者派遣法では、労働者派遣契約に従って派遣労働者を労働させたときに派遣先が労働安全衛生法令に違反することになる場合には、派遣元に対して当該労働者派遣を禁止しています。

### ※資格が必要な業務の一例

- ・アーク溶接の業務に係る特別教育
- ・ガス溶接技能講習
- ・玉掛けの業務に係る特別教育（つり上げ荷重が1トン未満のクレーンに係る玉掛け業務）
- ・玉掛け技能講習（つり上げ荷重が1トン以上のクレーンに係る玉掛け業務）
- ・クレーン取扱い業務等特別教育（つり上げ荷重が5トン未満のクレーン）
- ・床上操作式クレーン運転技能講習（つり上げ荷重5トン以上）
- ・小型移動式クレーン運転技能講習（つり上げ荷重1トン以上5トン未満）
- ・フォークリフトの運転の業務に係る特別教育（最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転）
- ・フォークリフト運転技能講習（最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転）

### 3 健康診断に関する協力や配慮

#### 派遣労働者が一般健康診断を受診できるよう配慮しましょう

- ・ 派遣先事業者は、派遣労働者が派遣元事業者が実施する一般健康診断を受診できるよう必要な配慮をしてください。また、派遣元から依頼があった場合には、派遣先は、その雇用する労働者に対する一般健康診断を実施する際に、派遣労働者もこれを受診することができるよう配慮してください。
- ・ 派遣元からの依頼により、派遣先事業者が派遣労働者も含めて一般健康診断を実施する場合は、①派遣労働者に係る一般健康診断の費用は派遣元事業者が当然負担すべきものであること、②一般健康診断結果は派遣元事業者が取り扱うべきであり、派遣先事業者がその結果を把握すべきではないことに留意してください。

#### 医師に対する情報の提供に関する協力や配慮をしましょう

- ・ 派遣元事業者は、適切に医師から意見を聴くことができるよう、派遣労働者の同意を得た上で、派遣先事業場に対し、派遣労働者の労働時間に加え、必要に応じて、その他の勤務状況や職場環境に関する情報を提供するよう依頼してください。また、派遣先事業者は、派遣元事業者から依頼があった場合には、情報提供してください。

#### 就業上の措置に関する協力や配慮をしましょう

- ・ 一般健康診断の結果に基づく派遣労働者に対する就業上の措置について、派遣先の協力が必要な場合には、派遣元事業者は、派遣労働者の同意を得た上で、派遣先事業者に協力を要請してください。また、派遣先事業者は、派遣元事業者から要請があった場合には、協力してください。
- ・ 特殊健康診断の結果に基づく就業上の措置を講ずる場合には、派遣先事業者は、派遣元事業者と連絡調整を行ってから実施してください。また、実施した内容については、派遣元事業者に情報提供してください。

## 4 長時間にわたる労働に関する面接指導に関する協力や配慮

### 面接指導の実施に協力、配慮してください

- ・ 派遣先事業者は、派遣労働者が、派遣元事業者の実施する長時間にわたる労働に関する面接指導を受けられるよう配慮してください。

### 面接指導に必要な情報の収集に協力、配慮してください

- ・ 派遣元事業者は、長時間にわたる労働に関する面接指導等が適切に行えるよう、派遣労働者の同意を得た上で、派遣先事業場に対し、派遣労働者の労働時間に加え、必要に応じて、その他の勤務状況や職場環境に関する情報を提供するように依頼してください。また、派遣先事業者は、派遣元事業者から依頼があった場合には、情報提供してください。

### 就業上の措置に関する協力や配慮をしましょう

- ・ 長時間にわたる労働に関する面接指導等の結果に基づく派遣労働者に対する就業上の措置について、派遣先の協力が必要な場合には、派遣元事業者は、派遣労働者の同意を得た上で、派遣先事業者に協力を要請してください。また、派遣先事業者は、派遣元事業者から要請があった場合には、協力してください。

## 5 派遣元でも派遣先の協力を得て再発防止対策を講じましょう

- 派遣労働者が労働災害に被災した場合、派遣先は、派遣元における安全衛生教育への活用や同種業務に従事する派遣労働者への情報提供が行えるよう、派遣元に対し、当該労働災害の原因や対策について必要な情報を提供しましょう。

## 6 派遣元・派遣先の適切な連絡調整が重要です

- 派遣元と派遣先は、定期的に会合を開催するなどし、健康診断、安全衛生教育、労働者派遣契約で定めた安全衛生に関する事項の実施状況、派遣労働者が被災した労働災害の内容・対応、派遣先事業場が実施している安全衛生活動への派遣労働者の参加等について連絡調整を行ってください。



# 10. 外国人の派遣労働者について

労働関係法令は、労働者の国籍にかかわらず当然に適用されます。  
また、国籍を理由とする差別的取扱いについては、派遣元だけでなく、派遣先についても禁止されています。

外国人の派遣労働者については、

- ・ 労働条件の明示や安全衛生教育の実施、労働災害防止に関する標識、掲示等について、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行う
  - ・ 労働災害防止のための日本語教育等を実施する
- など、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく、必要な措置を講じてください。



# 熊本労働局第14次労働災害防止推進計画の概要



令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

## 7つの重点対策

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発  
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進  
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進  
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動、化学物質等

## 14次防キーワード解説

アウトプット  
指標

重点事項に係る取組の進捗状況を確認する指標のこと

アウトカム  
指標

アウトプット指標が達成されたときに期待される効果のこと

死亡災害：令和4年比較で5%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ令和4年比較で減少



# SAFEコンソーシアムについて



## コンソーシアム設立の背景・目的

労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現は、いうまでもなく全ての人の願いです。しかし今、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えてきています。SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を進めるため、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとするものです。

### 加盟メリット

- ロゴマークの掲示や「SAFEアワード」による労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチング

### 取組

- |   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| 1 | 加盟メンバーの地位向上<br>(ロゴマークの利用、<br>コンソーシアムの活動の発信)                  | 2 | 優良事例の表彰、<br>コンソーシアム内外への発信<br>(SAFEアワード)                        |
| 3 | コンソーシアム事務局<br>主催イベント等による<br>マッチングによる<br>新たな取組の創出<br>(シンポジウム) | 4 | 加盟メンバー間の<br>好取組事例や労働災害<br>防止対策サービスの共有<br>(掲示板「Team Good SAFE」) |

# SAFEコンソーシアム 熊本県の加盟企業13社

SAFEとは? コンソーシアム シンポジウム アワード 環境観察 転倒予防川柳 動画

SAFE推進アドバイザー 安全で安心な店舗・施設づくり推進活動メンバー  
あんぜんプロジェクトメンバー SAFE(+Safe)協議会メンバー

あ行

熊本県 株式会社緒方建設

か行

熊本県 KMバイオロジクス株式会社 熊本県 社会福祉法人恵壽会

さ行

熊本県 社会福祉法人貴光会 三和荘 熊本県 株式会社JR熊本シティ

熊本県 社会福祉法人白川園 熊本県 ジェイティプラントサービス株式会社 熊本支店

た行

な行

SAFEとは? コンソーシアム シンポジウム アワード 環境観察 転倒予防川柳 動画

ほ行

熊本県 富士フイルム九州株式会社

ま行

や行

熊本県 株式会社ゆめのマート熊本

ら行

熊本県 株式会社 L I X I L 有明工場 熊本県 社会福祉法人リデルライトホーム

熊本県 社会福祉法人桜友会 熊本県 株式会社ロッキー

わ行

その他

SAFE コンソーシアムポータルサイト <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>

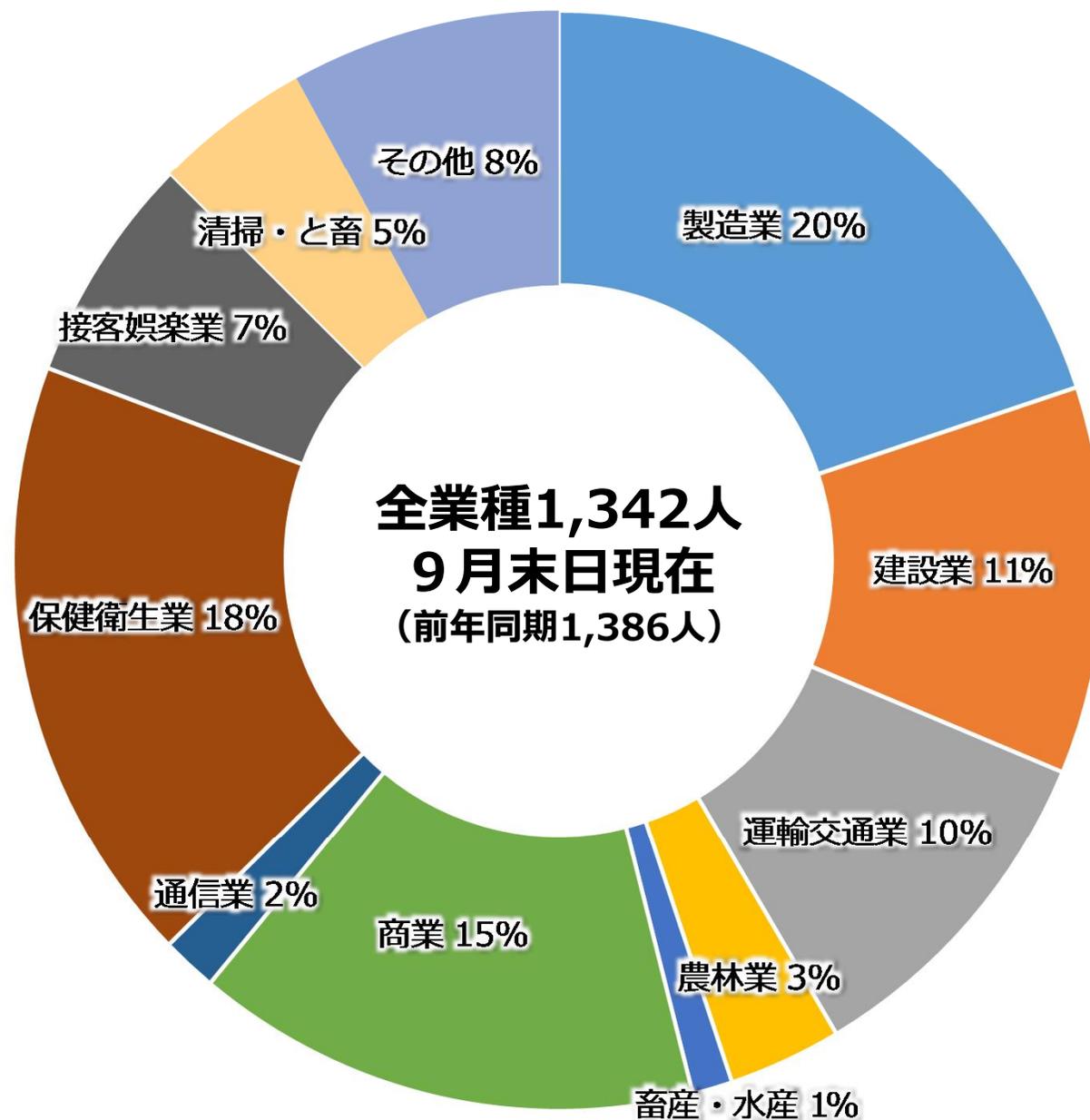
加盟はこちらから <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



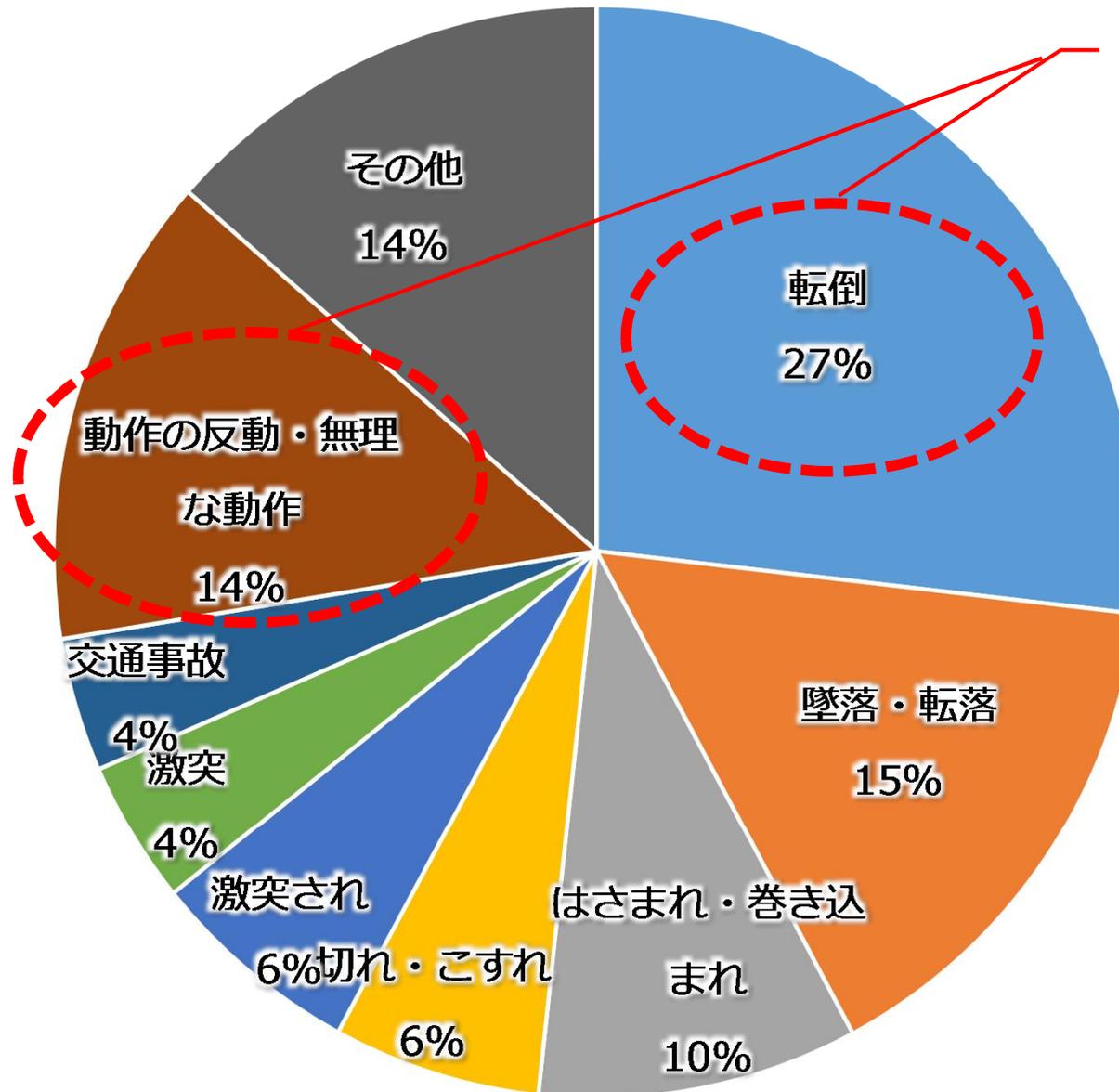
R6.10.29現在



# 業種別発生状況（令和6年）



# 事故の型別発生状況（令和6年）



この2つの災害の型である「**転倒**」と「**動作の反動・無理な動作**」（腰痛に代表される）は労働者の作業行動に起因するため、**行動災害**と呼びます。全体の41%を占めています。

# 転倒災害の原因と対策

## 滑り

- 

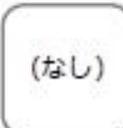
**凍結した通路等で滑って転倒 (25%)**  
 >従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- 

**作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)**  
 >水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)
- 

**水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)**  
 >滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)  
 >防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)



## つまずき

- 

**何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)**  
 >転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- 

**作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)**  
 >バックヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底
- 

**通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)**  
 >敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険) を確認し、解消



動画3分  
エクササイズ

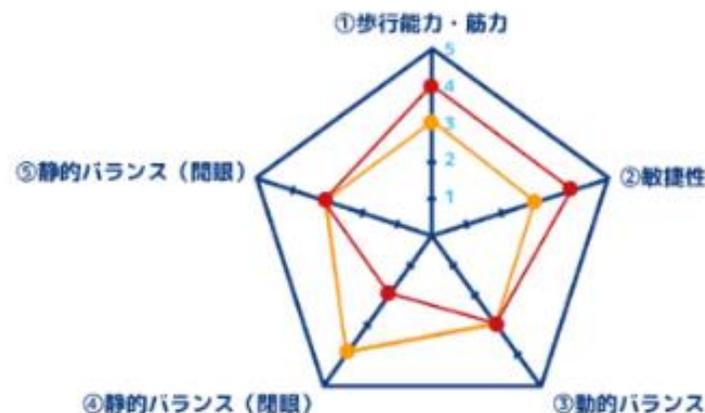


中央労働災害  
防止協会  
転倒予防セミナー



# 転びの予防 体力チェック

自分の意識と実際の身体機能を図って転倒リスクを知り、体力維持に努めましょう。



出典：中央労働災害防止協会

# 転びの予防 体力チェック 記入用紙

実施者名 \_\_\_\_\_

## 1 質問票(身体的特性)

当てはまるものに○をつけてください  
※回答番号は丸数字から選ぶ

質問票	回答	評価	項目
1 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか	①自信がない ②あまり自信がない ③人並み程度 ④少し自信がある ⑤自信がある		①歩行能力・筋力
2 同年代に比べて体力に自信はありますか	①自信がない ②あまり自信がない ③人並み程度 ④少し自信がある ⑤自信がある	点	
3 突発的な事態に対する体の反応は素早いと感じますか	①素早くないと思う ②あまり素早くないと思う ③普通 ④やや素早いと思う ⑤素早いと思う		②敏捷性
4 歩行中、小さい段差に足をひっかけたとき、すぐに次の足が出ると感じますか	①自信がない ②あまり自信がない ③少し自信がある ④かなり自信がある ⑤とても自信がある	点	

5 片足で立ったまま膝下を置くことができますか	①できないと思う ②最近やらないができないと思う ③最近やらないが何回かに1回はできると思う ④最近やらないができると思う ⑤できると思う				③動的バランス
6 一直線に引いたラインの上を、踵ぎ足歩行※で簡単に歩くことができますか	①踵ぎ足歩行ができない ②踵ぎ足歩行はできるがラインからずれる ③ゆっくりであればできる ④普通にできる ⑤簡単にできる		点		
7 目を閉じて片足でどのくらい立つ自信がありますか	①10秒以内 ②20秒程度 ③40秒程度 ④1分程度 ⑤それ以上		→		④静的バランス(閉眼)
8 電車で乗って、つり革につかまらずどのくらい立っていられると感じますか	①10秒以内 ②30秒程度 ③1分程度 ④2分程度 ⑤3分以上				⑤静的バランス(開眼)
9 目を開けて片足でどのくらい立つ自信がありますか	①15秒以内 ②30秒程度 ③1分程度 ④1分30秒程度 ⑤2分以上			点	

評価基準	合計点数	2~3	4~5	6~7	8~9	10
	評価	1	2	3	4	5

※踵ぎ足歩行とは、つま先の前に逆足のかかとを置いて歩く連続した歩行

## 2 身体機能計測

実施方法	結果
1 2ステップテスト(歩行能力・筋力) 最大2歩幅でどこまで進めるか	計測値 _____ cm + 身長 _____ cm = _____ ※ ※小数点第3位以下を四捨五入
2 座位ステップテスト(敏捷性) 20秒で何回開閉できるか	回
3 ファンクショナルリーチ(動的バランス) どこまで腕を伸ばせるか	cm
4 閉眼片足立ち(静的バランス) 目を閉じて片足立ち	秒
5 開眼片足立ち(静的バランス) 目を開けて片足立ち	秒

### 用意するもの



評価 身体機能計測の結果をもとに評価しましょう。

#### ① 2ステップテスト(歩行能力・筋力)

評価	1	2	3	4	5	
結果	~1.24	1.25~1.38	1.39~1.46	1.47~1.65	1.66~	



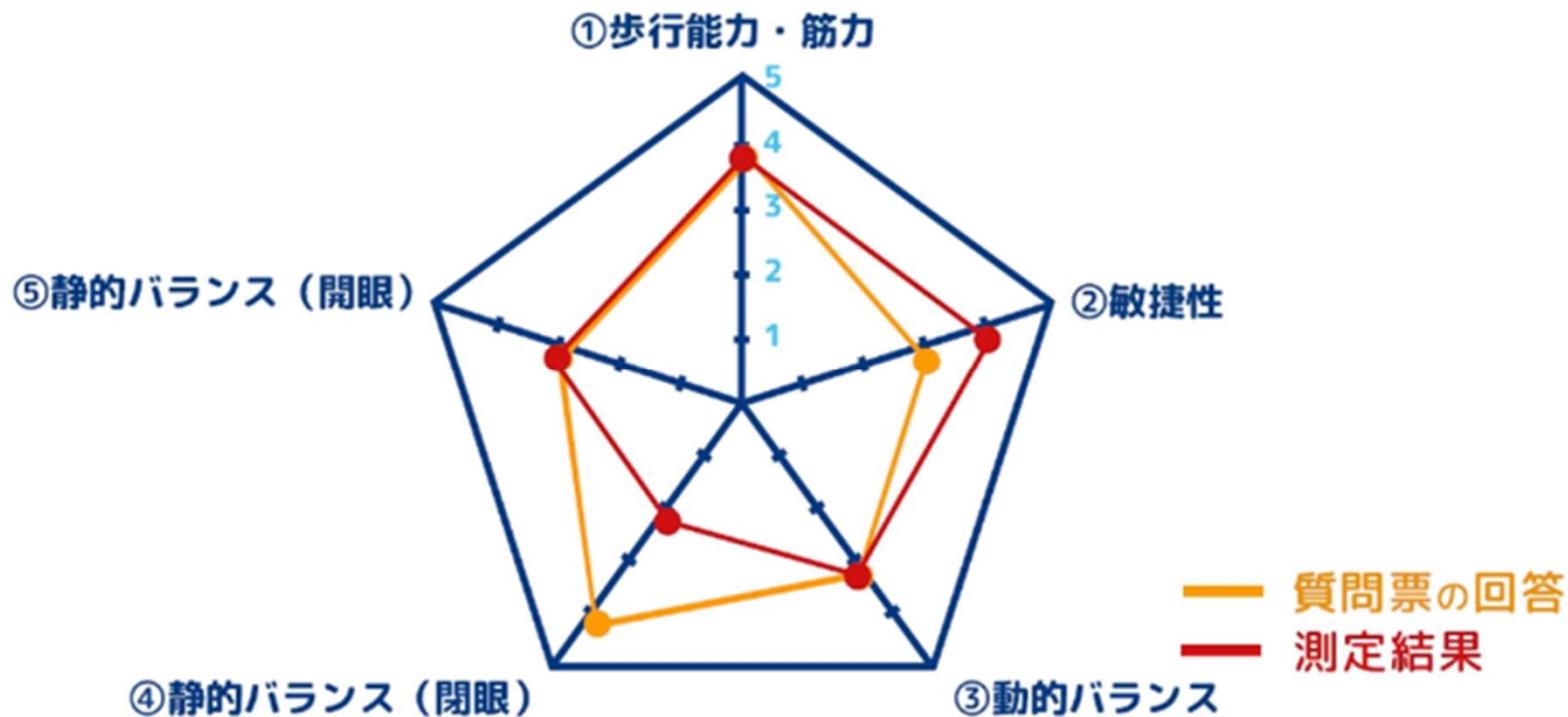
出典：中央労働災害防止協会

### 3 レーダーチャート

質問票の回答と身体機能計測の結果をそれぞれ異なる色(もしくは実線か点線)で記入し線で結びます。

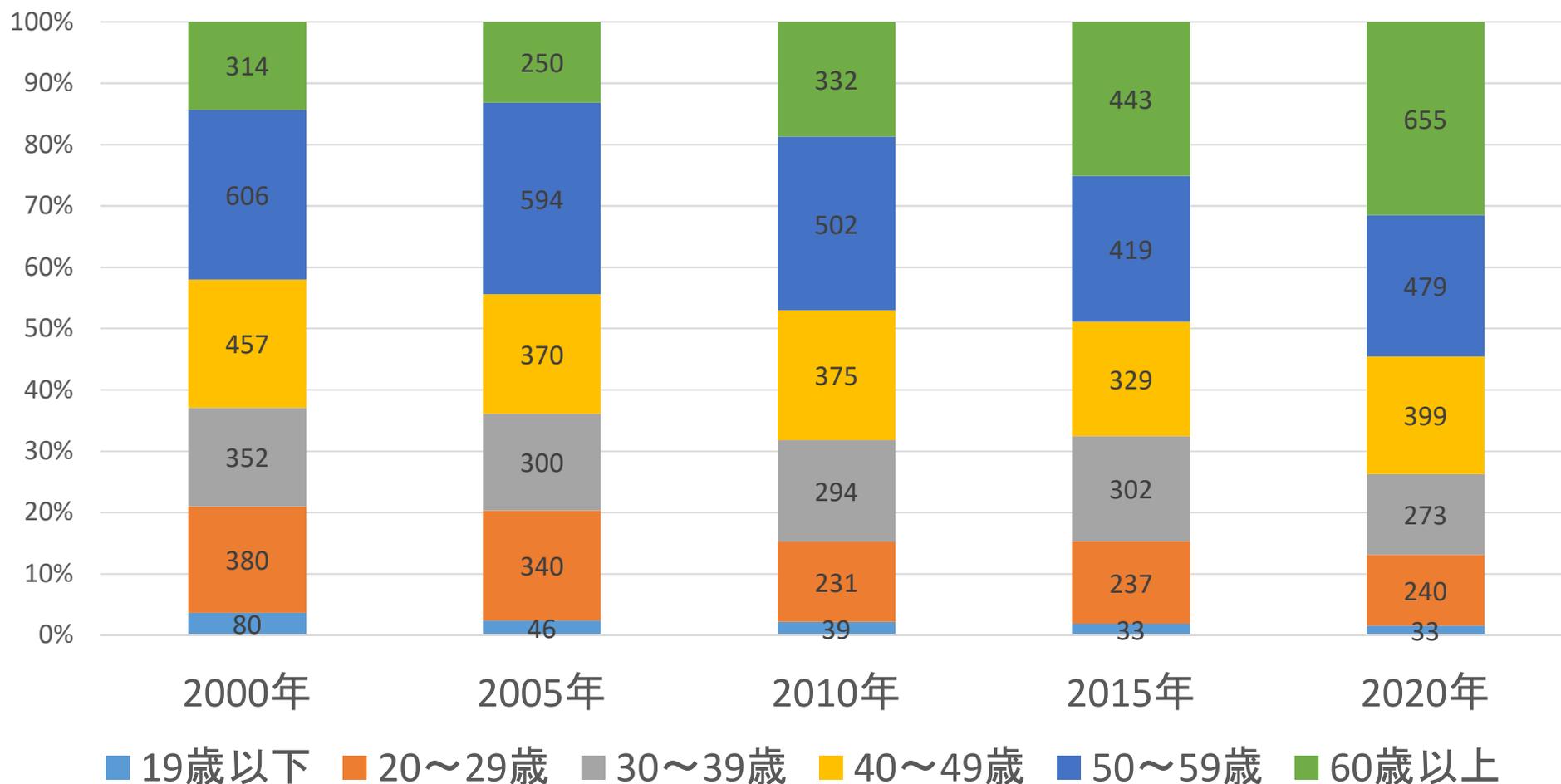
#### 結果のチェックポイント

- ・身体機能計測の大きさをチェック
- ・2つの枠の差をチェック
- ・どちらの枠が大きいかをチェック



出典：中央労働災害防止協会

# 熊本県の労働災害(休業4日以上)における被災労働者の年齢別割合の推移



# エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

**働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。**





## 事業者に取り組んでもらいたいこと

エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた対策 \* 国では「エッセンス版」の作成・周知啓発

### 1：安全衛生管理体制の確立等

（経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織・担当者を指定、リスクアセスメントの実施）

### 2：職場環境の改善

（身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理、勤務形態等の工夫）

### 3：高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

（健康測定等により、事業者、高年齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握）

### 4：高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

（把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能の維持向上への取組）

### 5：安全衛生教育

（写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練）

アウトプット指標（2027年まで）

「エイジフレンドリーガイドライン」に沿った対策を講じる事業場を50%以上

アウトカム指標（2027年まで）

60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して男女とも増加に歯止めをかける。

**ご清聴  
ありがとうございました**

**熊本労働局健康安全課**